

船橋市電気の調達に係る環境配慮契約実施要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、船橋市グリーン調達等基本方針（以下「方針」という。）に基づく電気の入札の実施に必要な事項を定めることを目的とする。

（用語）

第2条 この要領で使用する用語は、方針で使用する用語の例による。

（対象）

第3条 市が行う、次に掲げる高圧受電施設における電気の調達を対象とする。

- (1) 南部清掃工場
- (2) 清掃センター
- (3) 西浦処理場

（環境評価項目）

第4条 環境評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 二酸化炭素排出係数
- (2) 未利用エネルギーの活用状況
- (3) 再生可能エネルギーの導入状況
- (4) 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組
- (5) 環境マネジメントシステムの導入状況
- (6) 環境報告書の発行状況

（入札の参加資格者）

第5条 入札の参加資格者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 前条で定める評価項目について、別表により算定した得点の合計が70点以上であること
- (2) 前条第1号で定める評価項目について、別表2に規定する基準を満たすこと
- (3) 前年度の電源構成の情報について、「電力の小売営業に関する指針」（経済産業省）に示された適切な開示の方法に準じて開示していること

(評価)

第6条 入札に参加しようとする小売電気事業者は、前条の規定により算定した評価点を記載した環境評価項目報告書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類または図表を添付するものとする。

- (1) 電源構成を適切な開示の方法に準じて開示した書類または図表
- (2) 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供に取り組んでいる場合は、その取組の概要を記した書類または図表
- (3) 環境マネジメントシステムを導入している場合は、審査登録証等の写し
- (4) 環境報告書を発行している場合は、最新の環境報告書

3 市長は、第1号様式の提出があった時は、その内容を確認し、評価を判定する。

4 市長は、環境評価項目通知書（第2号様式）により、小売電気事業者に前項の評価を通知する。

(その他)

第7条 この要領により定めるものの他、入札による電気調達に係る環境評価等について必要な事項は別途定める。

(事務処理)

第8条 この要領に係る事務処理は、環境政策課において行うものとする。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

電気の調達に係る環境配慮契約評価基準

評価項目	区分	配点		
前年度の二酸化炭素排出係数 (kg-CO ₂ /kWh) *調整後排出係数 (注 1)	0.000 以上	0.425 未満	70	
	0.425 以上	0.450 未満	65	
	0.450 以上	0.475 未満	60	
	0.475 以上	0.500 未満	55	
	0.500 以上	0.525 未満	50	
	0.525 以上	0.550 未満	45	
	0.550 以上	0.575 未満	40	
	0.575 以上	0.600 未満	35	
	0.600 以上	0.625 未満	30	
	0.625 以上	0.650 未満	25	
	0.650 以上		20	
	前年度の未利用エネルギーの活用状況 (注 2)	0.675 % 以上		10
		0 % 超	0.675 % 未満	5
活用していない			0	
前年度の再生可能エネルギーの導入状況 (注 3)	5.00 % 以上		20	
	3.00 % 以上	5.00 % 未満	15	
	1.50 % 以上	3.00 % 未満	10	
	0% 超	1.50 % 未満	5	
	導入していない		0	
需要家への省エネルギー・節電に関する 情報提供の取組 (注 4)	取り組んでいる		5	
	取り組んでいない		0	
環境マネジメントシステムの導入状況 (注 5)	導入している		5	
	導入していない		0	
環境報告書の発行状況 (注 6)	発行している		5	
	発行していない		0	

注 1 前年度の二酸化炭素排出係数 (kg-CO₂/kWh) *調整後排出係数

「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令」（平成 18 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号）第 20 条の 2 の規定に係る「調整後排出係数」の前年度の数値をいう。

注 2 前年度の未利用エネルギーの活用状況

未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については、含まない。)) をいうこととし、導入の有無で判断する。

- 1 工場等の廃熱または排圧
- 2 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT 法）」で定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）
- 3 高炉ガスまたは副生ガス

注 3 前年度の再生可能エネルギーの導入状況

前年度の再生可能エネルギー導入状況とは、以下の方法で算定した数値をいう。

《算定方法》

前年度の再生可能エネルギー導入状況(%) = (① + ②) ÷ ③ × 100

① 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の送電端における利用量 (kWh)

② 前年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の送電端における利用量 (kWh)

ただし、太陽光発電の余剰電力買取制度及び再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。

③ 前年度の需要端における供給電力量 (kWh)

(1) 再生可能エネルギーとは、FIT 法第 2 条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000 kW 未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気をいう

(2) 再生可能エネルギー電気の利用量（①+②）には他電気事業者への販売分は含まない

(3) 供給電力量（③）に他電気事業者への販売分は含まない

注 4 需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。

《具体的な評価内容の例》

- ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）
- ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス
（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

注5 環境マネジメントシステムの導入状況

評価対象となる環境マネジメントシステムは、「ISO14001」、「エコアクション21」等の環境マネジメントシステムとする。

注6 環境報告書の発行状況

評価対象となる環境報告書は、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（「環境配慮促進法」）に定める記載事項を満たす「環境報告書」又は「CSR報告書」とする。

電気の調達に係る環境配慮契約評価基準の 2

評価項目	基準
前年度の二酸化炭素排出係数 (kg-CO ₂ /kWh) *実排出係数 (注 1)	0.517 未満であること

注 1 前年度の二酸化炭素排出係数 (kg-CO₂/kWh) *実排出係数

「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令」(平成 18 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号) 第 20 条の 2 の規定に係る「実排出係数」の前年度の数値をいう。

環境評価項目報告書

船橋市長 あて

所在地

名称

代表者氏名

㊟

担当者氏名

船橋市電気の調達に係る環境配慮契約実施要領第6条第1項に基づき、算定した点数等について関係書類を添えて以下のとおり報告します。

なお、この報告書及び添付書類に係る記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

評価項目	数値	点数
前年度の二酸化炭素排出係数 (kg-CO ₂ / kWh)		
*調整後排出係数		
前年度の二酸化炭素排出係数 (kg-CO ₂ / kWh)		
*実排出係数		
前年度の未利用エネルギーの活用状況		
前年度の再生可能エネルギーの導入状況		
需要家への省エネルギー・節電に関する 情報提供の取組	有・無	
環境マネジメントシステムの導入状況	有・無	
環境報告書の発行状況	有・無	
合計		

- 「数値」及び「点数」には「船橋市電気の調達に係る環境配慮契約実施要領」別表及び別表2により算定した値を記入すること。「有・無」は該当するものを○で囲むこと。
- 記入した数値の算定根拠となる書類を添付すること。

第2号様式

第 号
年 月 日

小売電気事業者 様

船橋市長 印

環境評価項目通知書

船橋市電気の調達に係る環境配慮契約実施要領第7条第4項に基づき、貴社の環境評価項目に係る評価点数等について下記のとおり通知します。

記

評価点数 点

参加資格

参加資格がない場合、その理由

要領第5条第1項（第1号・第2号・第3号）の要件を満たさないため

以上